

東京バス協会経由

日バス協労安第337号

令和7年11月13日

各都道府県バス協会 会長 各位

公益社団法人日本バス協会
会長 清水 一郎

モバイルバッテリーの取扱いに係る乗客への注意喚起について（周知依頼）

平素より当協会の活動に格別なご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、標記について国土交通省物流・自動車局安全政策課長より、報道等により航空機内や鉄道車内においてモバイルバッテリーの発煙・発火の事例が確認されていることから、別添のとおり周知徹底の依頼がありました。

つきましては、貴協会傘下の会員事業者に対して速やかに周知をお願いいたします。

担当：労務・安全部 泉・田知花・池田

電話：03-3216-4015

事 務 連 絡
令和7年11月12日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省
物流・自動車局 安全政策課長

モバイルバッテリーの取扱いに係る乗客への注意喚起について

報道等により、航空機内や鉄道車内において、モバイルバッテリーの発煙・発火の事例が確認されています。

11月12日現在、バス車内において、同種事例が発生した旨の情報は国土交通省にはありませんが、今後の同種事例の発生に備え、「年末年始の輸送の安全確保総点検」等の機会を捉えて、次の点を乗客へ注意喚起していただくよう、会員事業者に対し周知徹底をお願いします。

- ① モバイルバッテリーをトランクルームに収納しないこと。
- ② 車内でのモバイルバッテリーから携帯用電子機器への充電又は車内電源からモバイルバッテリーへの充電については、常に状態が確認できる場所で行うこと。